

騒音規制法の規制対象施設の在り方について (第二次中間報告の概要) (騒音未規制施設専門委員会)

経緯

- 平成8年7月25日付け諮問第39号により中央環境審議会に対し諮問のあった「騒音規制法の規制対象施設の在り方について(諮問)」については、中間答申(平成8年11月28日)を行い、同法の規制対象施設として切断機を追加することが適当であるとしたが、ボイラ、冷凍機、冷却塔(クーリングタワー)については、「規制対象施設への追加を含む対策の在り方について更に検討を行う必要がある。」とした。
- また、同答申において、今後の検討に当たっての課題として、「規制対象施設の追加等を検討するに当たっては、都市・生活型の施設への対応、低騒音型施設の普及、現行の特定施設の考え方の見直しや騒音の評価手法の在り方等を含め、幅広い見地から検討する必要がある。」と指摘した。
- 今般、騒音未規制施設専門委員会において、ボイラ、冷凍機、冷却塔に加え、規制対象外とする旨の要望があったスクリー式圧縮機(平成16年3月閣議決定「規制改革・民間開放推進3カ年計画」)も含めた未規制施設等について、特定施設としての規制対応の他、施設の対策・低騒音化に向けた今後の在り方について幅広く検討された。

騒音未規制施設専門委員会 第二次中間報告 概要①

特定施設の追加等に関する基本的な考え方

特定施設の追加等に関しては、以下の観点を踏まえ、総合的に判断するものとする。

(選定要件)

- (a)発生する騒音レベルが、屋内・屋外において一定以上であること。
- (b)施設に係る騒音苦情件数が一定以上であること。
- (c)地方公共団体の条例等による規制が多いこと。(地方公共団体の意向についても留意。)
- (d)施設の設置数が全国的に普及していること。
- (e)規制以外の手法による対応ができないこと。

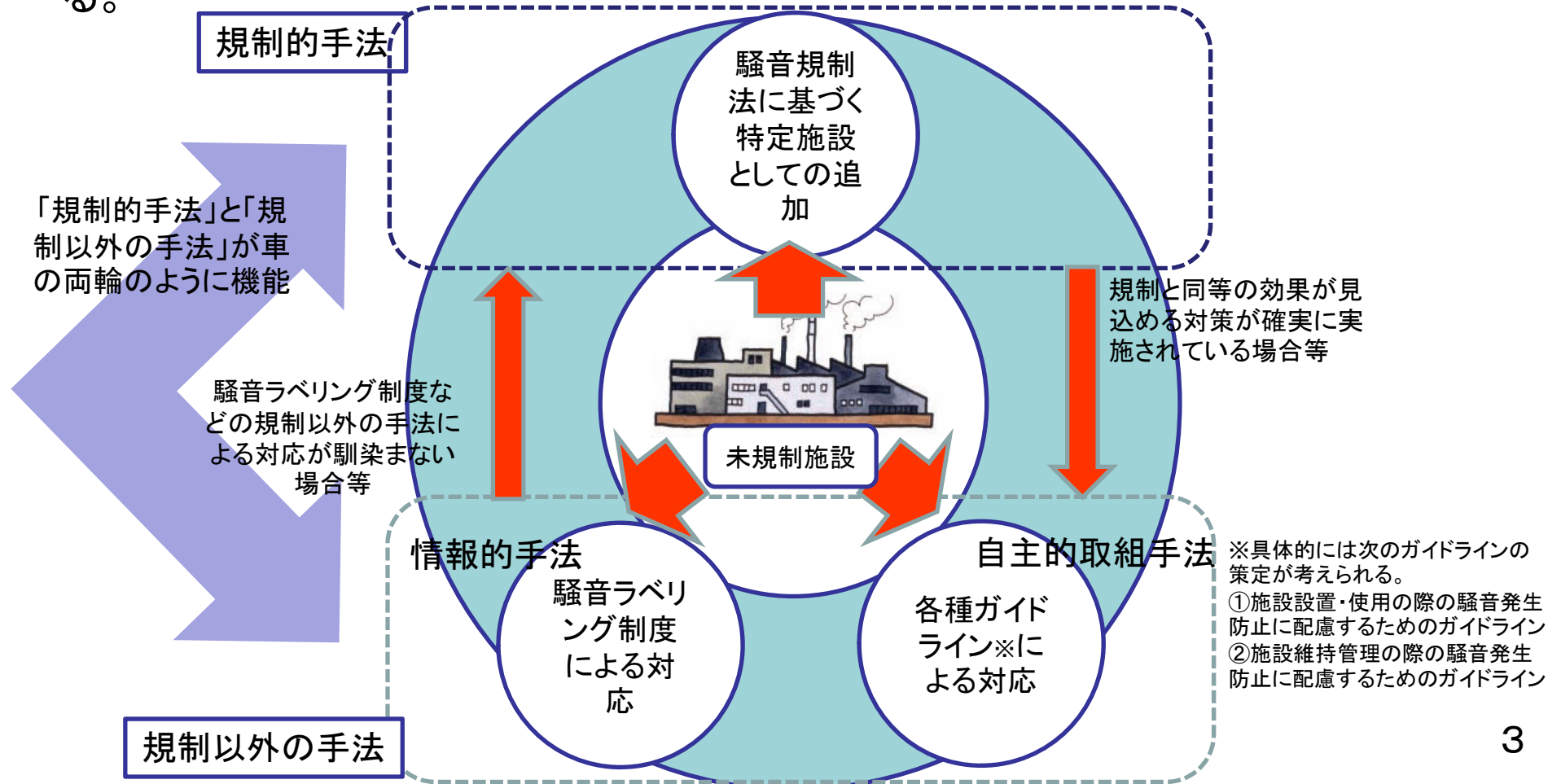
(配慮事項)

- ①効果的な防音対策が合理的費用で実施できること。
- ②小規模事業者の事業活動の遂行に著しい支障を生ずることのないこと。
- ③対象となる施設数等の観点から規制を履行することが可能であること。
- ④その他

※特定施設からの除外についても個別・具体的に検討。

騒音未規制施設専門委員会 第二次中間報告 概要②

● 今後の工場・事業場における騒音対策の推進に当たっては、従前からの規制的手法とともに、情報的手法としての「騒音ラベリング制度」や自主的取組手法である「各種ガイドライン」等の規制以外の手法について検討することが適当である。



騒音未規制施設専門委員会 第二次中間報告 概要③

- ボイラ及び冷凍機について

現時点では規制の対象とすることは適当ではないが、今後とも引き続き、規制以外の手法である「騒音ラベリング制度」や「設置ガイドライン」等の対応も含め、施設の低騒音化に向けた在り方を幅広く検討する必要がある。

- 冷却塔について

冷却塔については、原動機の定格出力が7.5kw以上の送風機を有するものを特定施設として明確にする必要がある。また、7.5kw未満のものについては、規制以外の手法である「騒音ラベリング制度」や「設置ガイドライン」等の対応を含め、施設の低騒音化に向けた在り方を幅広く検討する必要がある。

- スクリュー式圧縮機について

除外検討施設(スクリュー式圧縮機)については、現時点では、騒音規制法の規制対象から除外することは適当ではないが、低騒音化に向けた取り組みがなされていることから、規制以外の手法である「騒音ラベリング制度」や「設置ガイドライン」等の検討も併せて進め、効果的かつ効率的な施設の低騒音化に向けた在り方を幅広く検討する必要がある。